

## 審査書

原規規発第 2005295 号  
令和 2 年 5 月 2 9 日  
原子力規制委員会

### 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉施設保安規定の変更の認可について

#### I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請について」（令和元年 7 月 22 日付け申請、令和元年 11 月 13 日付け一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請は、同条第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないものと認められる。

#### II. 申請の内容

本申請の変更の内容は以下のとおりである。

放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセスの削減による燃料体の取出し工程の遅延リスク低減の観点から、高速増殖原型炉もんじゅの炉心から燃料体を取り出して炉外燃料貯蔵槽へ移送する作業において、炉心の燃料体を取り出した後に装荷する模擬燃料体等<sup>1</sup>の装荷箇所について、一部装荷しないこととする廃止措置計画の変更に伴い、模擬燃料体等の装荷位置の管理に係る記載を追加するもの。

#### III. 審査の方針

##### 1. 審査の方針

審査においては、本申請内容が法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないことを確認することとした。

---

<sup>1</sup> 燃料体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体をいう。

## 2. 審査の方法

本審査は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」（原管廃発第 17041919 号（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。)) に基づき確認することとした。

## IV. 審査の内容

原子力規制委員会は、本申請に係る変更が、法第 43 条の 3 の 2 4 第 2 項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないことについては、審査の考え方に基づき、「審査の考え方第 4 の 2 1 廃止措置の管理（研開炉規則第 87 条第 3 項第 2 号）」について、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が定められていること（審査の考え方第 4 の 2 1 ①）を確認することとした。

### 1. 変更内容について

申請者は、2022 年度の炉心から燃料体を取り出して炉外燃料貯蔵槽へ移送する燃料体取出し作業において、炉心から燃料体を取り出した後に装荷する模擬燃料体等を全数装荷せず、部分的な装荷状態とする廃止措置計画の変更を実施することに伴い、模擬燃料体等の装荷位置の管理に係る記載を追加し、部分的な装荷状態となる模擬燃料体等の装荷位置の管理を行うとしている。

原子力規制委員会は、部分的な装荷状態とする模擬燃料体等の装荷位置の管理については、燃料体取出し作業（炉心構成要素等取替作業）を実施する前に、担当課長が、作業の実施計画に定められている模擬燃料体等の装荷位置について、新たに追加する図 7 1 - 1 に示す模擬燃料体等の装荷位置に装荷しているか確認することとしていること、また、当該図 7 1 - 1 については、廃止措置計画に定める模擬燃料体等の装荷位置と同一のものであり、模擬燃料体等の装荷位置の管理に係る記載が適切に定められていることを確認した。

以上のことから、審査の考え方第 4 の 2 1 ①に定められている廃止措置の管理に関することについて、必要な事項が定められていることを確認した。